

【 病理診断 】

881 病理組織標本作製（皮膚）の算定について

《令和8年9月30日》

○ 取扱い

同一疾患における「皮膚」に対するN000 病理組織標本作製の臓器数は、原則として1臓器まで認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

同一疾患では異なる部位から採取した場合であっても1臓器として扱われるべきと考える。

以上のことから、同一疾患における「皮膚」に対するN000 病理組織標本作製の臓器数は、原則として1臓器まで認められると判断した。

なお、関連のない異なる疾患であって、異なる部位の場合については有用性が高いためそれぞれの算定は認められる。